



浦添市助産の実施に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 8 年 9 月 28 日

浦添市長 松 本 哲 治



浦添市告示第 109 号

浦添市助産の実施に関する規程の一部を改正する告示

浦添市助産の実施に関する規程（平成21年告示第108号）の一部を次のように改正する。

第12条第2項中「社会保険診療報酬支払基金」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」に改める。

附 則

この告示は、令和8年10月1日から施行する。

浦添市助産の実施に関する規程（平成21年告示第108号）新旧対照表

現行	改正後（案）
浦添市助産の実施に関する規程 平成21年12月28日 告示第108号 注 平成26年7月から改正経過を注記した。 （助産費の請求及び支払） 第12条 〔略〕 2 前条第1号から第6号までに係る助産費の請求は、浦添市助産措置費請求書（様式第8号）及び浦添市助産措置費請求明細書（様式第9号）による。この場合において、異常分べん等により医療費の給付を伴う請求があるときは、診療報酬請求の手続により当該医療費を国民健康保険団体連合会又は<u>社会保険診療報酬支払基金</u>へ行うものとする。 3 〔略〕	浦添市助産の実施に関する規程 平成21年12月28日 告示第108号 注 平成26年7月から改正経過を注記した。 （助産費の請求及び支払） 第12条 〔略〕 2 前条第1号から第6号までに係る助産費の請求は、浦添市助産措置費請求書（様式第8号）及び浦添市助産措置費請求明細書（様式第9号）による。この場合において、異常分べん等により医療費の給付を伴う請求があるときは、診療報酬請求の手続により当該医療費を国民健康保険団体連合会又は<u>医療情報基盤・診療報酬審査支払機構</u>へ行うものとする。 3 〔略〕